

# 青森県報

号外第五十六号

平成二十一年  
七月六日  
(月曜日)

## 目次

### 規 則

青森県税条例施行規則の一部を改正する規則……………	(税務課) …… 一
人事委員会	
人事委員会規則一 二(現行規則の廃止)の一部を改正する規則……………	(職員課) …… 一
人事委員会規則二 〇(人事委員会事務局の組織)の一部を改正する規則……………	(管理課) …… 二
人事委員会規則二 三二(人事委員会事務専決代決規則)の一部を改正する規則……………	(同) …… 二
人事委員会規則七 一九二(退職手当の支給等)の一部を改正する規則……………	(職員課) …… 二
人事委員会規則七 一九八(職員の退職手当に関する条例に基づく意見の聴取の手續に関する規則)……………	(管理課) …… 三
人事委員会規則七 一九九(退職手当の支給制限等に係る書面の様式)……………	(職員課) …… 五
公安委員会	
青森県警察組織規則の一部を改正する規則……………	(警務課) …… 七
青森県警察職員の定員配置規則の一部を改正する規則……………	(同) …… 七

## 規

## 則

青森県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年七月六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第五十一号

青森県税条例施行規則の一部を改正する規則

青森県税条例施行規則(昭和三十四年五月青森県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条の四第四項中「第百五十一条の二第四項」を「第百五十一条の二第三項」に改める。

第十三条の二第三項中「第百五十一条の二第三項第二号」を「第百五十一条の二第二項第二号」に改め、同条第四項中「第百五十一条の二第四項」を「第百五十一条の二第三項」に改める。

附則に次の一項を加える。

4 条例附則第十三条の四に規定する規則で定める日は、農地法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第五十七号)の施行の日とする。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、附則に一項を加える改正規定は、地方税法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第九号)附則第一条第五号に規定する日から施行する。

## 人 事 委 員 会

人事委員会規則一 二(現行規則の廃止)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年七月六日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則一 二(現行規則の廃止)の一部を改正する規則

人事委員会規則一 二二（現行規則の廃止）の一部を次のように改正する。  
第百五十五項の次に次の二項を加える。

156 人事委員会規則七 一七二（退職手当の支給の一部差止処分に関する規則。平成九年十月）は、廃止する。

157 人事委員会規則七 一七六（退職手当の返納に関する規則。平成十一年九月）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則二 〇（人事委員会事務局の組織）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年七月六日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則二 〇（人事委員会事務局の組織）の一部を改正する規則

人事委員会規則二 〇（人事委員会事務局の組織）の一部を次のように改正する。

第三条管理課の項中第十九号を第二十号とし、第十五号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 退職手当の支給制限等の処分についての意見、口頭による意見陳述の機会の付与、書面又は資料の提出、陳述又は鑑定の要求その他必要な調査及び資料の提出、意見の開陳その他必要な協力の要求に関すること。

第三条職員課の項第九号中「関すること」の下に「（管理課の分掌に係るものを除く。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則二 三二（人事委員会事務専決決規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年七月六日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則二 三二（人事委員会事務専決決規則）の一部を改正する規則

人事委員会規則二 三二（人事委員会事務専決決規則）の一部を次のように改正する。

第二条中第二十五号を第二十六号とし、第二十四号を第二十五号とし、第二十三号の次に次の一号を加える。

二十四 退職手当の支給制限等の処分についての意見、口頭による意見陳述の機会の付与、書面又は資料の提出、陳述又は鑑定の要求その他必要な調査及び資料の提出、意見の開陳その他必要な協力の要求に関すること。

第六条中「第二十四号及び第二十五号」を「第二十五号及び第二十六号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則七 一九二（退職手当の支給等）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年七月六日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 一九二（退職手当の支給等）の一部を改正する規則

人事委員会規則七 一九二（退職手当の支給等）の一部を次のように改正する。

第一条中「第八条第二項」を「第十一条」に改める。

第二条第一号中「条例第七条の四第六項」を「条例第七条の四第四項」に改める。

第九条を次のように改める。

（懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関がない場合における退職手当管理機  
関）

第九条 条例第十一条第二号本文中に規定する人事委員会で定める機関は、職員  
の退職の日において当該職員の占めていた職（当該職が廃止された場合にあっては、  
当該職に相当する職）の任命権を有する機関とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則七 一九八(職員の退職手当に関する条例に基づく意見の聴取の手續に関する規則)をここに公布する。

平成二十一年七月六日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 一九八

職員の退職手当に関する条例に基づく意見の聴取の手續に関する規則

(趣旨)

第一条 退職手当管理機関(職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年十二月青森県条例第六十二号。以下「退職手当条例」という。)(第十一条第二号に規定する退職手当管理機関をいう。以下同じ。))が退職手当条例第十四条第三項又は第十五条第四項(第十六条第二項及び第十七条第七項において準用する場合を含む。)(の規定により行う意見の聴取の手續については、準用行政手続条例(退職手当条例第十四条第四項、第十五条第五項、第十六条第三項及び第十七条第八項において準用する青森県行政手続条例(平成七年七月青森県条例第十七号)をいう。以下同じ。)(第三章第二節に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

(意見の聴取の期日又は場所の変更)

第二条 当事者(準用行政手続条例第十五条第一項の規定による通知を受けた者(同条第三項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。))をいう。以下同じ。))は、やむを得ない理由がある場合には、退職手当管理機関に対し、意見の聴取の期日又は場所の変更を申し出ることができる。

2 退職手当管理機関は、前項の規定による申出があつたときは、速やかに、意見の聴取の期日又は場所を変更するかどうかを決定し、その決定の内容を当事者及び参加人(その時までに準用行政手続条例第十七条第一項の規定による求めを受諾し、又は同項の規定による許可を受けている者に限る。次項及び第八条第一項において同じ。))に通知するものとする。

3 退職手当管理機関は、職権により意見の聴取の期日又は場所を変更した場合には、速やかにその旨を当事者及び参加人に通知するものとする。

(関係人の参加の許可の手續)

第三条 準用行政手続条例第十七条第一項の規定による許可の申請は、意見の聴取の

期日の五日前までに次に掲げる事項を記載した書面を主宰者(同項の主宰者をいう。以下同じ。))に提出して行わなければならない。

- 一 申請者の氏名及び住所
- 二 当該意見の聴取に係る不利益処分につき利害関係を有することの疎明
- 2 主宰者は、前項の申請があつたときは、速やかに、同項に規定する許可をするかどうかを決定し、その決定の内容を申請者に通知しなければならない。

(文書等の閲覧の手續)

第四条 準用行政手続条例第十八条第一項の閲覧の請求は、次に掲げる事項を記載した書面を退職手当管理機関に提出して行わなければならない。ただし、意見の聴取の期日における審理の進行に応じて必要となつた場合の閲覧の請求については、口頭の求めで足りる。

- 一 請求者の氏名及び住所
- 二 閲覧しようとする資料の標目

2 退職手当管理機関は、前項の請求があつたときは、速やかに、同項に規定する閲覧をさせるかどうかを決定し、その決定の内容(閲覧をさせる場合にあつては、閲覧の日時及び場所を含む。))を請求者に通知するものとする。ただし、同項ただし書の請求に係る当該意見の聴取の期日における決定の内容については、請求者に告知すれば足りる。

(主宰者の指名)

第五条 準用行政手続条例第十九条第一項の規定による主宰者の指名は、準用行政手続条例第十五条第一項の規定による通知の時までに行うものとする。

2 退職手当管理機関は、主宰者が準用行政手続条例第十九条第二項各号のいずれかに該当するに至つたときは、速やかに新たな主宰者を指名するものとする。

(補佐人の出頭の許可の手續)

第六条 準用行政手続条例第二十条第三項の許可の申請は、意見の聴取の三日前までに次に掲げる事項を記載した書面を主宰者に提出して行わなければならない。ただし、準用行政手続条例第二十二條第二項(準用行政手続条例第二十五条後段において準用する場合を含む。)(の規定により通知された意見の聴取の期日に出頭させようとする補佐人であつて既に当該許可を受けている者については、この限りでない。

- 一 申請者の氏名及び住所
- 二 補佐人の氏名及び住所
- 三 申請者と補佐人との関係

2 主宰者は、前項本文の申請があつたときは、速やかに、同項に規定する許可をす  
るかどつかを決定し、その決定の内容を申請者に通知しなければならない。

(陳述等の制限及び秩序維持)

第七条 主宰者は、意見の聴取の期日に出頭した者が当該事案の範囲を超えて陳述す  
るとき、その他議事を整理するためにやむを得ないと認めるときは、陳述又は証拠  
書類若しくは証拠物の提出を制限することができる。

2 主宰者は、意見の聴取の審理を妨げ、又はその秩序を乱す者に対して、退場その  
他意見の聴取の審理の秩序を維持するために必要な措置を命ずることができる。

(審理の公開の公示等)

第八条 退職手当管理機関は、意見の聴取の期日における審理を公開することを決定  
したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を公示するとともに、その旨を当事者及び  
参加人に通知するものとする。

一 当事者の氏名及び住所

二 準用行政手続条例第十五条第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項

2 退職手当管理機関は、前項の公示をした後において準用行政手続条例第十五条第  
一項第三号に掲げる事項を変更したときは、その旨を公示するものとする。

(陳述書の記載事項)

第九条 準用行政手続条例第二十一条第一項の陳述書には、次に掲げる事項を記載し  
なければならない。

一 提出者の氏名及び住所

二 意見の聴取の件名(準用行政手続条例第十五条第一項の規定による通知に係る  
書面の上部に付記された意見の聴取の件名をいう。以下同じ。)

三 当該意見の聴取に係る不利益処分の原因となる事実その他当該事案の内容につ  
いての意見

(意見聴取調書及び報告書の記載事項)

第十条 主宰者は、準用行政手続条例第二十四条第一項の調書(以下「意見聴取調書」  
と称す。)に次に掲げる事項(意見の聴取の期日における審理が行われなかった場  
合にあつては、第四号及び第六号に掲げる事項を除く。)を記載するとともに、こ  
れに記名押印しなければならない。

一 意見の聴取の件名

二 意見の聴取の期日及び場所

三 主宰者の氏名及び職名

四 意見の聴取の期日に出頭した当事者若しくは参加人(準用行政手続条例第十七  
条第二項の参加人をいう。以下同じ。)(又はこれらの者の代理人若しくは補佐人  
の氏名及び住所)

五 準用行政手続条例第二十一条第一項の陳述書又は証拠書類等を提出した当事者  
若しくは参加人又はこれらの者の代理人の氏名及び住所

六 意見の聴取の期日に出頭した退職手当管理機関の職員(氏名及び職名)

七 意見の聴取の期日に出頭せず、かつ、準用行政手続条例第二十一条第一項の陳  
述書若しくは証拠書類等を提出しなかつた当事者又は参加人の氏名及び住所並び  
に当事者が出頭しなかつた理由及びその理由が正当であるかどうかについての意  
見

八 当事者及び参加人又はこれらの者の代理人若しくは補佐人の陳述(準用行政手  
続条例第二十一条第一項の規定により提出された陳述書に記載された意見の陳述  
を含む。)(並びに退職手当管理機関の職員の説明等の要旨)

九 提出された証拠書類及び証拠物の標目

十 その他参考となる事項

2 意見聴取調書には、書面、図画、写真その他参考となる資料を添付することがで  
きる。

3 主宰者は、準用行政手続条例第二十四条第三項の報告書(以下「報告書」という。)  
に次に掲げる事項を記載するとともに、これに記名押印しなければならない。

一 意見の聴取の件名

二 不利益処分の原因となる事実に対する当事者等(準用行政手続条例第十八条第  
一項の当事者等をいう。以下同じ。)(の主張に理由があるかどうかについての意  
見

三 不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張

四 第二号の意見に至つた理由

(意見聴取調書及び報告書の閲覧の手続)

第十一条 準用行政手続条例第二十四条第四項の閲覧の請求は、次に掲げる事項を記  
載した書面を、意見の聴取の終結前であつては主宰者に、意見の聴取の終結後にあつ  
ては退職手当管理機関に提出して行わなければならない。

一 請求者の氏名及び住所

二 閲覧しようとする意見聴取調書又は報告書に係る意見の聴取の件名

三 意見の聴取の各期日ごとに作成された意見聴取調書のうち特定の期日に係る意

見聴取調書を閲覧しようとする場合にあっては、当該特定の期日

2 第四条第一項ただし書の規定は前項の請求について、同条第二項の規定は前項の請求があつた場合の決定、通知及び告知について準用する。この場合において、同条第二項中「退職手当管理機関」とあるのは、「主宰者又は退職手当管理機関」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則七 一九九（退職手当の支給制限等に係る書面の様式）をここに公布する。

平成二十一年七月六日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 一九九

退職手当の支給制限等に係る書面の様式

(趣旨)

第一条 この規則は、職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年十二月青森県条例第六十二号。以下「条例」という。）第二十一条の規定に基づき、退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定めるものとする。

(退職手当支給制限処分書の様式)

第二条 条例第十二条第一項の規定による処分に係る同条第二項の書面の様式及び条例第十四条第一項（同項第一号又は第二号に該当する場合に限る。）の規定による処分に係る同条第五項において準用する条例第十二条第二項の書面の様式は、別記様式第一のとおりとする。

2 条例第十四条第一項（同項第三号に該当する場合に限る。）又は第二項の規定による処分に係る同条第五項において準用する条例第十二条第二項の書面の様式は、別記様式第二のとおりとする。

(退職手当支払差止処分書の様式)

第三条 条例第十三条第一項の規定による処分に係る同条第十項において準用する条例第十二条第二項の書面の様式は、別記様式第三のとおりとする。

2 条例第十三条第二項（同項第一号に該当する場合に限る。）の規定による処分に係る同条第十項において準用する条例第十二条第二項の書面の様式は、別記様式第四のとおりとする。

3 条例第十三条第二項（同項第二号に該当する場合に限る。）の規定による処分に係る同条第十項において準用する条例第十二条第二項の書面の様式は、別記様式第五のとおりとする。

4 条例第十三条第三項の規定による処分に係る同条第十項において準用する条例第十二条第二項の書面の様式は、別記様式第六のとおりとする。

(退職手当返納命令書の様式)

第四条 条例第十五条第一項（同項第一号又は第二号に該当する場合に限る。）の規定による処分に係る同条第六項において準用する条例第十二条第二項の書面の様式は、別記様式第七のとおりとする。

2 条例第十五条第一項（同項第三号に該当する場合に限る。）の規定による処分に係る同条第六項又は条例第十六条第一項の規定による処分に係る同条第二項において準用する条例第十二条第二項の書面の様式は、別記様式第八のとおりとする。

(条例第十七条第一項に規定する懲戒免職等処分を受けべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知書の様式)

第五条 条例第十七条第一項の規定による通知に係る書面の様式は、別記様式第九のとおりとする。

(退職手当相当額納付命令書の様式)

第六条 条例第十七条第一項、第二項又は第三項の規定による処分に係る同条第七項において準用する条例第十二条第二項の書面の様式は、別記様式第十のとおりとする。

2 条例第十七条第四項又は第五項の規定による処分に係る同条第七項において準用する条例第十二条第二項の書面の様式は、別記様式第十一のとおりとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第1（第2条第1項関係）（表面）

退職手当支給制限処分書

年 月 日

殿

（退職手当管理機関）

印

職員の退職手当に関する条例 第12条第1項 第14条第1項 の規定により、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととする。

なお、この処分についての不服申立ては、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して行うことができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として（被告を代表する者は（ ）提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する判決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することも、その判決又は決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

金 円

（処分前の一般の退職手当等の額）	円
（処分後に支払われる一般の退職手当等の額）	円

別記様式第1（裏面）

（退職をした者の氏名）

（採用年月日） 年 月 日 （勤続期間）

（退職年月日） 年 月 日 年 月

（退職時の勤務公署）

（退職時の職名） （退職時の給料月額） 円

（支給制限処分の理由） （ 職 級 号給）

（職員の退職手当に関する条例第12条第1項で定める事情に関し勘案した内容についての説明）

- 備考 1 （ ）には被告を代表する者を記載すること。
- 勤続期間とは、職員の退職手当に関する条例第7条第1項に規定する勤続期間をいう。
  - 不要の文字は、抹消すること。
  - 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第2（第2条第2項関係）（表面）

退職手当支給制限処分書

年 月 日

殿

（退職手当管理機関）

印

職員の退職手当に関する条例 第14条第1項 の規定により、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととする。

なお、この処分についての不服申立ては、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して行うことができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として（被告を代表する者は（ ）提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する判決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（なお、その判決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その判決又は決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。）。

記

金

円

（処分前の一般の退職手当等の額）

円

（処分後に支払われる一般の退職手当等の額）

円

別記様式第2（裏面）

（退職をした者の氏名）

（採用年月日） 年 月 日 （勤続期間）

（退職年月日） 年 月 日 年 月

（退職時の勤務公署）

（退職時の職名） （退職時の給料月額） 円

（ 職 級 号給）

（懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた理由）

（職員の退職手当に関する条例第12条第1項で定める事情に関し勘案した内容についての説明）

備考1 （ ）には被告を代表する者を記載すること。

2 勤続期間とは、職員の退職手当に関する条例第7条第1項に規定する勤続期間をいう。

3 不要の文字は、抹消すること。

4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第3（第3条第1項関係）（表面）

退職手当支払差止処分書

年 月 日

殿

（退職手当管理機関）

印

職員の退職手当に関する条例第13条第1項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての不服申立ては、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して行うことができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日が経過した後においては、この処分後の事情の変化を理由に、(1) に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として(被告を代表する者は(2) )提起することができる(なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない)。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する判決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる(なお、その判決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その判決又は決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない)。

(退職をした者の氏名)	
(採用年月日) 年 月 日	(勤務期間)
(退職年月日) 年 月 日	年 月

別記様式第3（裏面）

(退職時の勤務公署)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円
	( 職 級 号給 )
(支払差止処分の理由)	
(支払差止処分の取消し)	
この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。	
1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合	
2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)	
3 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合	

備考 1 (1)には処分の取消しの申立てをすべき行政庁を、(2)には被告を代表する者を、それぞれ記載すること。  
2 勤務期間とは、職員の退職手当に関する条例第7条第1項に規定する勤務期間をいう。  
3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。



退職手当支払差止処分書

年 月 日

殿

（退職手当管理機関）



職員の退職手当に関する条例第13条第2項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての不服申立ては、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して行うことができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日が経過した後においては、この処分後の事情の変化を理由に、(1) に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として（被告を代表する者は (2) ）提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴え、その不服申立てに対する判決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内で提起することができる（なお、その判決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その判決又は決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

(退職をした者の氏名)	
(採用年月日)	年 月 日 (勤続期間)
(退職年月日)	年 月 日 年 月

(退職時の勤務公署)

(退職時の職名)

(退職時の給料月額)

円 ( 職 級 号給 )

(公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める理由)

( 思料される犯罪に係る罰条 : )

(支払差止処分の取消し)

この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
- この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、職員の退職手当に関する条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があった日から6か月を経過した場合
- この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、職員の退職手当に関する条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合
- 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたと認める場合

備考 1 (1)には処分の取消しの申立てをすべき行政庁を、(2)には被告を代表する者を、それぞれ記載すること。

- 勤続期間とは、職員の退職手当に関する条例第7条第1項に規定する勤続期間をいう。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第 5 ( 第 3 条第 3 項関係 ) ( 表面 )

退職手当支払差止処分書

年 月 日

殿

( 退職手当管理機関 )

印

職員の退職手当に関する条例第13条第2項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての不服申立ては、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して行うことができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日が経過した後においては、この処分後の事情の変化を理由に、(1) に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として(被告を代表する者は(2) )提起することができる(なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(翌日)から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴え、その不服申立てに対する判決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる(なお、その判決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その判決又は決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。)

(退職をした者の氏名)	
(採用年月日)	(勤続期間)
年 月 日	年 月 日
(退職年月日)	年 月 日

別記様式第 5 ( 裏面 )

(退職時の勤務公署)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額)
	円
	( 職 級 号給 )
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)	
(支払差止処分の取消し)	

この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
- 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。 )又は公訴を提起しない処分があった場合であって、職員の退職手当に関する条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があった日から6か月を経過した場合
- 3 この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、職員の退職手当に関する条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合
- 4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたと認める場合

備考 1 (1)には処分の取消しの申立てをすべき行政庁を、(2)には被告を代表する者を、それぞれ記載すること。

2 勤続期間とは、職員の退職手当に関する条例第7条第1項に規定する勤続期間をいう。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第 6 ( 第 3 条第 4 項関係 ) ( 表面 )

退職手当支払差止処分書

年 月 日

股

( 退職手当管理機関 )

印

職員の退職手当に関する条例第 13 条第 3 項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての不服申立ては、この処分書を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に知事に対して行うことができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して 60 日が経過した後においては、この処分後の事情の変化を理由に、( 1 ) に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に県を被告として ( 被告を代表する者は ( 2 ) ) 提起することができる ( なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない ) )。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する判決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内を提起することができる ( なお、その判決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、その判決又は決定の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない ) )。

( 退職をした者の氏名 )	
( 採用年月日 )	( 勤続期間 )
年 月 日	年 月 日
( 退職年月日 )	年 月 日

別記様式第 6 ( 裏面 )

( 退職時の勤務公署 )	
( 退職時の職名 )	( 退職時の給料月額 )
( 職 級 )	円
( 懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由 )	

( 支払差止処分の取消し )

この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。

- 1 この処分を受けた者が職員の退職手当に関する条例第 14 条第 2 項の規定による処分を受けることなくこの処分を受けた日から 1 年を経過した場合
- 2 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認められる場合

- 備考 1 ( 1 ) には処分の取消しの申立てをすべき行政庁を、( 2 ) には被告を代表する者を、それぞれ記載すること。
- 2 勤続期間とは、職員の退職手当に関する条例第 7 条第 1 項に規定する勤続期間をいう。
  - 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別記様式第7（第4条第1項関係）（表面）

退職手当返納命令書

年 月 日

殿

（退職手当管理機関）



職員の退職手当に関する条例第15条第1項の規定により、既に支払われた一般の退職手当等の額のうち下記の金額の返納を命ずる。

なお、この処分についての不服申立ては、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して行うことができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に果を被告として（被告を代表する者は（ ）提起することができる（なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する判決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（なお、その判決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その判決又は決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。）。

記

金 円

（既に支払われた一般の退職手当等の額）

円

（職員の退職手当に関する条例第15条第1項の規定により控除される失業者退職手当額）

円

別記様式第7（裏面）

（退職をした者の氏名）

（返納命令の理由）

（職員の退職手当に関する条例第12条第1項で定める事情のほか、この処分を受ける者の生計の状況に関し勸業した内容についての説明）

- 備考
- 1 ( ) には被告を代表する者を記載すること。
  - 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第8（第4条第2項関係）（表面）

退職手当返納命令書

年 月 日

殿

（退職手当管理機関）



職員の退職手当に関する条例 第15条第1項 第16条第1項の規定により、既に支払われた一般の退職手当等の額のうち下記の金額の返納を命ずる。

なお、この処分についての不服申立ては、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して行うことができる。

また、この処分取消しの訴えは、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として（被告を代表する者は（ ）提起することができる（なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分取消しの訴えは、その不服申立てに対する判決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内で提起することができる（なお、その判決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その判決又は決定の日から起算して1年を経過するとこの処分取消しの訴えを提起することはできない。）。）。

記

金 円

（既に支払われた一般の退職手当等の額）

円

（職員の退職手当に関する条例第15条第1項の規定により控除される失業者退職手当額）

円

別記様式第8（裏面）

（退職をした者の氏名）

（懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた理由）

（職員の退職手当に関する条例第12条第1項で定める事情のほか、この処分を受ける者の生計の状況に関し勸業した内容についての説明）

備考1 （ ）には被告を代表する者を記載すること。

2 不要の文字は、抹消すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第9（第5条関係）（表面）

職員の手当に関する条例第17条第1項に規定する  
懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知書

年 月 日

殿

（退職手当管理機関）



下記の退職をした者に対しその退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、その者がその一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由があるため、職員の退職手当に関する条例第17条第1項の規定により通知する。

この通知をした機関は、この通知が到達した日の翌日から起算して6か月以内限り、この通知を受けた者に対し、下記の退職をした者が既に支払われた一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、その一般の退職手当等の額（下記の退職をした者が失業手当受給可能者であった場合においては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

記

（退職をした者の氏名）
（退職手当の受給者の氏名）

別記様式第9（裏面）

（既に支払われた一般の退職手当等の額）

円

（職員の手当に関する条例第17条第1項の規定により控除される失業者退職手当額）

円

（懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由）

（懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由）
------------------------------------

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第10（第6条第1項関係）（表面）

退職手当相当額納付命令書

年 月 日

殿

（退職手当管理機関）

印

第17条第1項 第17条第2項 第17条第3項  
職員の退職手当に関する条例  
の規定により、退職手当の受給者に対し既に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命ずる。  
なお、この処分についての不服申立ては、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して行うことができる。

また、この処分取消しの訴えは、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に原告を被告として（被告を代表する者は（ ）提起することができる（なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分取消しの訴えは、その不服申立てに対する判決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内で提起することも、その判決又は決定の日から起算して1年を経過するとこの処分取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

金 円

（既に支払われた一般の退職手当等の額）

円

第17条第1項 第17条第2項 第17条第3項  
（職員の退職手当に関する条例第17条第2項の規定により控除される失業者退職手当額）  
円

別記様式第10（裏面）

（退職をした者の氏名）

（退職手当の受給者の氏名）

（懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められる理由）

（職員の退職手当に関する条例第12条第1項及び第17条第6項で定める事情に関し勘案した内容についての説明）

備考1 （ ）には被告を代表する者を記載すること。

2 不要の文字は、抹消すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第11（第6条第2項関係）（表面）

退職手当相当額納付命令書

年 月 日

殿

（退職手当管理機関）



職員の退職手当に関する条例 第17条第4項 の規定により、退職手当の受給者に対し既に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命ずる。

なお、この処分についての不服申立ては、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して行うことができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として（被告を代表する者は（ ）提起することができる（なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する判決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（なお、その判決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その判決又は決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。）。

記

金 円

（既に支払われた一般の退職手当等の額）

円

（職員の退職手当に関する条例第17条第5項の規定により控除される失業者退職手当額）

円

別記様式第11（裏面）

（退職をした者の氏名）

（退職手当の受給者の氏名）

（納付命令の理由）

（職員の退職手当に関する条例第12条第1項及び第17条第6項で定める事情に関し勘案した内容についての説明）

備考1 （ ）には被告を代表する者を記載すること。

2 不要の文字は、抹消すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。



公 安 委 員 会

青森県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年七月六日

青森県公安委員会委員長 阿 保 耀 子

青森県公安委員会規則第十二号

青森県警察組織規則の一部を改正する規則

青森県警察組織規則（昭和三十六年十一月青森県公安委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第八号を次のように改める。

八 被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県警察職員の設定配置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年七月六日

青森県公安委員会委員長 阿 保 耀 子

青森県公安委員会規則第十三号

青森県警察職員の設定配置規則の一部を改正する規則

青森県警察職員の設定配置規則（昭和二十九年七月青森県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

青 森 県 警 察 職 員 定 員 表

区分	警 視	警 部	警部補	巡 査 長	巡 査	小 計	一 般 員	合 計
本部、署名								
県 警 察 本 部	61	102	247	148	90	648	252	900
青 森 警 察 署	4	9	77	123	126	339	18	357
青 森 南 警 察 署	1	4	7	11	7	30	4	34
外 ヶ 浜 警 察 署	1	3	9	11	3	27	4	31
大 間 警 察 署	1	3	5	7	5	21	3	24
む つ 警 察 署	2	5	19	21	29	76	8	84
野 辺 地 警 察 署	1	6	15	16	13	51	4	55
弘 前 警 察 署	5	8	61	71	88	233	15	248
鱒 ヶ 沢 警 察 署	1	5	9	16	8	39	4	43
つ が る 警 察 署	1	4	11	16	10	42	4	46
五 所 川 原 警 察 署	3	7	26	33	40	109	9	118
板 柳 警 察 署	1	3	6	7	5	22	3	25
黒 石 警 察 署	3	8	21	32	36	100	8	108
八 戸 警 察 署	4	8	64	80	118	274	22	296
三 戸 警 察 署	1	4	12	9	16	42	4	46
五 戸 警 察 署	1	4	5	11	4	25	4	29
十 和 田 警 察 署	2	5	20	23	35	85	7	92
七 戸 警 察 署	1	4	10	10	14	39	4	43
三 沢 警 察 署	2	5	17	18	35	77	9	86
合 計	96	197	641	663	682	2,279	386	2,665

別表  
附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭